

## 東北地方太平洋沖地震における環境省の基本的対応方針について

平成 23 年 3 月 16 日

## 【生活を取り戻す】

我が国観測史上最大の地震となった東北地方太平洋沖地震による被害は極めて甚大であり、国を挙げての被災地の支援が不可欠である。環境省としても、被災地における安心できる生活の早急な回復を旨として全力を尽くす。

そのため、以下の基本的な対応方針の下、環境省の持つ関係府省・関係団体・企業・NGO等とのネットワーク、知見、施設を最大限に活用しながら取組を進める。

1. 被災地での避難生活におけるし尿や廃棄物の問題解決に向けて支援する。
2. 被災地における生活の回復を図っていく上で、災害廃棄物や海岸漂着物等の迅速な処理は大前提の条件となる。このため、環境省がもつあらゆるネットワークと連携して、その処理を支援する。
3. 被災地において安心して生活することができるように、大気、水質等のモニタリングをしっかりと行えるよう監視測定体制の整備を図る。
4. 被災地においても人とペットとが良好な関係で暮らしていくことができるよう、被災ペットに対するケアが適切に行われるための必要な支援を行う。
5. 上記支援を環境省として効率的かつ迅速に進めていくには、現地のニーズを的確に把握し、関係府省の地方機関や関係地方自治体と現場レベルで具体的な連携をとっていくことが不可欠である。早急に東北地方環境事務所に現地対策本部を設け、現地における環境省の体制を充実する。

(注) 今後、現地の状況に応じて、本方針は適宜見直される。